

下記の委託業務について、公募型企画提案方式により参加希望者の募集を行うので、公告する。

令和5年4月25日

静岡県知事 川勝平太

1 業務概要

(1) 業務名

令和5年度森・里・川・海のつながり学習会・実践活動業務委託

(2) 業務内容

企画提案募集要項のとおり

(3) 契約限度額

5,995,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

2 業務期間

契約締結日から令和6年3月20日まで

3 参加表明書及び企画提案書を提出するために必要な要件

次の掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 静岡県内に本社又は営業所等の事業拠点を有するものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 参加表明書の提出期限の日までに、静岡県「一般業務委託に係る入札参加資格」における営業種目「イベント」または「調査」について競争入札参加資格がある者であること。
- (4) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てが成されている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 選定基準

提出された企画提案書の内容と説明に基づき、総合的に審査して決定する。

5 手続等

(1) 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁西館6階

静岡県くらし・環境部環境局環境政策課企画班

電話：054-221-3597 FAX：054-221-2940 E-mail：kankyouseisaku@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 企画提案募集要項の配布

ア 配布期間

令和5年4月25日（火）から令和5年5月17日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 配布場所

上記(1)及び静岡県環境政策課ホームページ

(3) 提出書類等

ア 提出書類 企画提案募集要項による

イ 提出期限 参加表明書：令和5年5月17日（水）午後5時まで メール、持参又は郵送（必着）

企画提案書：令和5年5月25日（木）午後5時まで メール、持参又は郵送（必着）

ウ 提出場所 上記(1)に同じ

(4) 審査

ア 企画提案者が6者以上の場合、提出された企画提案書に基づく事前審査により、プレゼンテーションに参加する者を5者以内に選定し、結果を通知する。

イ プレゼンテーション

令和5年5月31日（水）の指定した時刻、場所

6 その他

(1) 詳細は企画提案募集要項による。

(2) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 県と公契約を締結するに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（定型様式）を提出すること。

(4) 公契約に基づく業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請業者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（定型様式）を提出させ、その写しを契約担当者に提出すること。

(5) 照会窓口は、静岡県くらし・環境部環境局環境政策課企画班（電話番号054-221-3597）とする。